

内閣参質一七七第二四八号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員森まさこ君提出東日本大震災の被災地における雇用調整助成金の取扱いに関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員森まさこ君提出東日本大震災の被災地における雇用調整助成金の取扱いに関する質問に対する答弁書

お尋ねの東京電力株式会社福島第一原子力発電所から二十キロメートル圏内に事業所を有する事業主が、事業に必要な資機材等を持つてくることができないまま二十キロメートル圏外に避難し、避難先において事業活動を継続していない場合における雇用調整助成金の取扱いについては、事業所の移転は実現していないものの、事業主が避難先において事業活動の継続を目指した活動を行っているとは認められるときは、雇用調整助成金の支給対象となり得るものである。この場合において、当該事業主が事業活動の継続を目指した活動を行っていることの確認については、例えば、当該事業主が事業所の場所探しや金融機関等に融資の申込み等を行っている事実の申告とこれらを確認できる何らかの資料の提出によることとするなど、可能な限り柔軟に対応することとしており、その取扱いについては各都道府県労働局及び公共職業安定所の担当職員への周知を徹底している。

